

趙翼における正史『三国志』の「実」

佐 藤 大 朗

The “*Shi*” in Zhao Yi’s Concept of the Official Dynastic History “*Sanguozhi*”

Hiroo SATO

Abstract

Zhao Yi (1727–1814) was a scholar from Changzhou and the author of “*Nian’er shi zha ji*” (Notes on the Twenty-Two Histories). The “*Sanguozhi*” (Records of the Three Kingdoms), written by Chen Shou, is one of the official dynastic histories of China. Later, Pei Songzhi made detailed annotations, supplementing it with many alternative accounts. Zhao Yi studied these records and annotations carefully and judged whether each event should be considered “*shi*.”

This paper examines how Zhao Yi made such judgments and what kind of “*shi*” concepts he used. For Zhao, “*shi*” did not simply mean that an event truly happened. Instead, it referred to the way in which a historical event was written and explained. In other words, “*shi*” was a matter of proper historiographical method (*shifa*), not of factual truth.

Zhao Yi called a record “*shi*” only when it followed what he saw as the correct and standard way of writing history. His idea of “*shi*” was based on the traditional Chinese view that history should be written with moral order and proper method, different from the modern scientific idea of an objective fact. Zhao’s understanding of “*shi*” shows that, in Qing scholarship, the value of historical writing lay not only in describing facts, but also in expressing the proper way to record and judge the past.

はじめに

趙翼（一七二七～一八一四年）は江蘇常州府の人で、『廿二史劄記』を著した⁽¹⁾。王鳴盛の七歳下、王鳴盛の女婿錢大昕の一歳上であり、いずれも清朝考証学、史学分野の代表的な人物である。趙翼は、史学の方法を『廿二史劄記』小引（自序）で示した。

惟だ是れ家に藏書少なく、繁徵博採して、以て參訂に資する能はず。間ま稗乘脞説、正史と岐互する者有るも、又 敢て遽かに詫りて間の奇を得たりと為さず。①蓋し一代の修史の時、此らの記載、蒐めて史局に入らざるは無く、其の棄てて取らざる所の者は、必ず以て徵信し難きの処有らん。今 或いは反りて拗りて以て正史の訛を駁すれば、譏りを有識に貽すを免れず。是を以て此の編 ②多く正史の紀伝表志の中に就きて、參互勘校し、其の牴牾する処有らば、自ら見れば輒ち摘出して、以て博雅なる君子の訂正を俟つ⁽²⁾。

(1) 本稿は、王樹民（校證）中国史学基本典籍叢刊『廿二史劄記校證』（中華書局、二〇一三年版）を底本とする。『廿二史劄記』は書名を省き、卷数と底本の通し番号を示す。長沢規矩也（編）『和刻本正史 廿二史劄記』（汲古書院、一九七〇年）は和刻本の影印である。笹川種郎・公田連太郎（訳注）『廿二史劄記』（続国訳漢文大成・経史子部第十九巻、国民文庫刊行会、一九三〇年）は全文の書き下しである。

趙翼は参照範囲をおもに②正史に限定する。「稗乘脞説」（稗史小説や煩雜な記録）は①一度は史局に集められた上で正史編者が捨てた情報であり、信頼するに足りないためである。錢大昕は『廿二史劄記』序にて、「此の論古の特識にして、顏師古より以後、未だ能く見て此に及ぶ者有らず⁽³⁾」と讚えた。趙翼こそ歴代正史の忠実な理解者であり注釈者であるという評価であろう⁽⁴⁾。ところが狩野直喜は、日本では『廿二史劄記』が愛読されてきたが「文人の作たるを免れず」、史学では王鳴盛『十七史商榷』に劣り、錢大昕の序は「よい加減のお世辞で、実は馬鹿にして居たに違ひない」とした⁽⁵⁾。内藤湖南は正史しか用いない趙翼の史学を「博覧多識を必要とせぬ器用なやり方」で、金石文など正史以外の資料を用いた王鳴盛・錢大昕に劣るとした。やはり錢大昕の序は、「一通りのお世辞」であるという。子安七四郎も内藤の説を継承し、正史のみを用いたことは、「考証史学の立場からは研究不徹底不十分の誹を免れ」ず、趙翼の手法が有効なのは、「正史編纂の際、史料の取捨選択が完全無欠に行われて、全幅の信頼をかけ得るという場合にのみ限られる」という⁽⁶⁾。このように二十世紀半ばまで日本での趙翼の評価は必ずしも高くなかったが、一九八〇年代以降、中国で趙翼の特長を捉えた研究が盛んになった。趙翼の史学には史書評論・史実評論・人物評論があるが、史実評論（史事評論）が『廿二史劄記』の全四二五条のうち七割以上を占める。史事の帰納と総合を通じて歴代王朝の社会や政治、治乱興衰を論じたとされ⁽⁷⁾、張楠〈二〇一九〉、洪子維〈二〇二一〉のように、断代史の研究において趙翼の知見が参考にされている⁽⁸⁾。

歴代正史のうち史実（史事）をめぐる議論が盛んなものに、陳寿『三国志』がある。陳寿は三国の蜀に生まれ、魏から受禅した西晋に仕えた同時代人であるため、西晋の建国者らに配慮を迫られた。劉宋の裴松之は『三国志』に注を付し、補闕・備異・懲妄・論辯という四つの体例を用い（上三国志注表）、陳寿本文が伝える史実（史事）を相対化した。裴松之注を得たことで『三国志』は、前近代中国の諸史家（清代の考証学者を含む）から現代の研究者に至るまで、彼らが史実（史事）認識を論じるときに積極的に採り上げられるようになった。趙翼は裴松之注を積極活用し、『三国志』には廻護が多く（卷六 87）、廻護の法は『三国志』に始まる位置づけ（卷六 85）、過剰な廻護が「実」を損ねると批判した⁽⁹⁾。宋学勤〈二〇〇三〉は、趙翼の『三国志』批判は客観的事実への接近を目指すものであり、歴史記述の真実性・正確性を追求する精神が体現されているとした⁽¹⁰⁾。

錢大昕が弟錢大昭の『三国志辨疑』を「实事求是」と評したように（同書序）、清朝の史学において「実」は鍵となる概念であった。趙翼が史実（史事）を論じるときも「実」を多用したが、『廿二史劄記』において「実」とはいかなる意味を持つのであろうか。宋学勤〈二〇〇三〉のように、客観的事実か否かを判定したものと捉えてよいのであろうか。本稿では、正史本文を相対化する豊富な注を備え、趙翼自身の廻護の説の主題となっ

(2) 惟是家少藏書、不能繁徵博採、以資參訂。間有稗乘脞説、与正史岐互者、又不敢遽詫為得間之奇。①蓋一代修史時、此等記載、無不蒐入史局、其所棄而不取者、必有難以徵信之處。今或反拋以駁正史之訛、不免貽譏有識。是以此編②多就正史紀伝表志中、參互勘校、其有牴牾處、自見輒摘出、以俟博雅君子訂正焉（『廿二史劄記』小引）。

(3) 此論古特識、顏師古以後未有能見及此者矣（錢大昕『廿二史劄記』序）。

(4) 顏師古は、『漢書』に注をつけ、「班孟堅（班固）の忠臣」と評された（『新唐書』卷一百九十八 儒学上 颜師古伝）。渡邊義浩「班孟堅の忠臣—顏師古『漢書』注にみる「史」の「經」への回帰」（『東洋文化研究所紀要』一七二、二〇一七年、のちに『古典中国』における史学と儒教、汲古書院、二〇二二年に所収）を参照。

(5) 狩野直喜『中国哲学史』（岩波書店、一九五三年）、五六六頁。狩野直喜『清朝の制度と文学』（みすず書房、一九八四年）、二〇四頁。

(6) 内藤湖南『支那史学史2』（東洋文庫、平凡社、一九九二年）一〇八～一一二頁。子安七四郎「趙翼の生涯とその史学思想について—廿二史劄記の研究序説」（広島史学研究会編『史学研究』復刊三（四一）、一九五〇年）。

(7) 滕新才・王倩「趙翼『廿二史劄記』研究綜述（『史志学刊』六号、二〇一五年第六期）。

(8) 洪子維「『廿二史札記』之『元史』研究」（『品位・經典』二〇二一年（二三））、張楠「『廿二史劄記』中的東漢史研究」（『寧夏大学学報（人文社会科学版）』第四二卷第一期、二〇一九年）。

(9) 抽稿「趙翼の『三国志』の史学—廻護の説を中心に」（早稲田大学東洋哲学会 第四二回大会、二〇二五年六月十四日報告、『東洋の思想と宗教』第四十三号、二〇二六年三月刊行予定）を参照。以下、別稿という。

(10) 宋学勤「趙翼治史的求真精神」（『史学月刊』二〇〇三年第一期）。趙翼の史学と近代の学問との共通点を見出したものに、宋学勤「趙翼史論的近代価値」（『鄭州大学学報（哲学社会科学版）』二〇〇三年第四期）、許蘇民「趙翼与中国史学的近代轉型」（中国人民大学书报资料中心『歴史学』二〇〇四年第一期）もある。

た『三国志』に着目し、彼の史学における「実」という概念について検討したい。

一、陳寿の「実」（一）：漢魏革命

『廿二史劄記』卷六 88 に、「三国志 事を書くに実を得る処（三国志書事得実処）」という項目がある。趙翼は何を「実」と判定するのであろうか。

三国志 囂護多しと雖も、①而れども其の翦裁斟酌する処も、亦た自ら筆を下して苟にせざる者有り。他書を参訂して、而る後に其の矜慎なるを知るなり。②袁宏の漢紀に、曹操 喪するや、子の丕 位を襲ひ、漢帝 命じて丞相・魏王を嗣がしむるの一詔有り。寿の志 之無し。③献帝伝に、禅代の時に李伏・劉廙・許芝らの勧進の表十一道有り。丕 令を下して固辞すること、亦た十余道なり。寿の志 亦た尽く之を刪り、惟だ九錫文の一篇・禪位策の一通を存するのみ。故に寿の書 宋・齊・梁・陳の諸書に比すれば、較や簡淨為り⁽¹⁾。

陳寿の『三国志』は「囂護」が多いものの、念入りな①記述の翦裁斟酌（削除と変更）がなされていた。そのような『三国志』で「実を得る」最初の例は、漢魏革命である。②袁宏『漢紀』は献帝が曹丕に（後漢の）丞相・魏王を嗣がせる詔を載せるが（『後漢紀』卷三十 建安二十五年正月壬寅）、陳寿はこれを載せなかった。③『献帝伝』は曹丕に帝位を勧進する長大な書簡を載せるが（『三国志』卷二 文帝紀注引『献帝伝』、禪代衆事）、陳寿はすべて削った。漢魏革命のプロセスを「簡淨」にしか書かないことが、趙翼が第一に掲げる陳寿の「実」である。

②『後漢紀』の詔、③『献帝伝』の禪代衆事を削除したことが、なぜ「実」なのか。もしも「実」が、実際にどうであったかという情報伝達に係わる概念ならば、書簡を大量削除した陳寿の行為はその対極にあり、情報の隠蔽や抹殺に近い。ただし、もしも②③の書簡が実際に存在せず、事後的に捏造された偽書であれば、これらを削除するのは事実に忠実な処理となる。趙翼は②③を偽書と認定し、その削除を「実」と評したのであろうか。漢魏革命に対する彼の認識は、卷七 99 「禪代」にも見える。

①裴松之の『三国志註』に引く『魏略』を按するに、曹丕 受禅する時、漢帝 禅詔及冊書を下すこと凡そ三たび、丕 皆 表を拝するも讓して璽綬を還す。李伏ら勧進すること一たび、許芝ら勧進すること一たび、司馬懿ら勧進すること一たび、……丕 皆 令を下して之を辞す。最後に華歆及公卿 日を拝びて壇を設くるを奏して、始めて即位す。②此れ一切 仮偽より出づと雖も、然れども猶ほ其の名を顧み義を思ひ、敢て遽かに受けず、揖讓の遺風有るを見す⁽¹²⁾。

まず傍線部①『魏略』は『献帝伝』に改めるべきである⁽¹³⁾。趙翼は『献帝伝』の禪代衆事に見える曹丕の態度を、②「一切 仮偽より出」たと見なして手厳しいが、後世に比べれば、まだ「揖讓の遺風」があるという。つまり、曹丕が延々と禪讓辭退（三讓）を行ったこと自体は、事実と認識しているのである。すなわち、趙翼がいう陳寿の「実」とは、捏造された記録を削除し、事「実」に接近したという意味ではない。

漢魏交替のプロセスは、卷六 85 「後漢書・三国志 書法の同じからざる処（後漢書・三国志書法不同処）」でも論じられている。

范蔚宗 三国志 方行するの時に於て、独り其の例に従はず。献帝紀を観るに、猶ほ春秋の遺法有り。雖だ陳寿 書を晋に修め、諱む所無かる能はず。蔚宗 書を宋に修め、已に両朝を隔つれば、以て事に拠りて直書す可し。固に其の値たる所の時 同じからず、然して史法 究めて應に是の如くあるべし。陳寿の魏紀に、「天子 公を以て冀州牧を領せしむ」と書す。蔚宗の献帝紀は則ち曰く、「曹操 自ら冀州牧を領す」と。

(1) 三国志雖多囂護、①而其翦裁斟酌処、亦自有下筆不苟者。參訂他書、而後知其矜慎也。②袁宏漢紀、曹操薨、子丕襲位、有漢帝命嗣丞相・魏王一詔。寿志無之。③献帝伝、禪代時有李伏・劉廙・許芝等勧進表十一道。丕下令固辭、亦十余道。寿志亦尽刪之、惟存九錫文一篇・禪位策一通而已。故寿書比宋・齊・梁・陳諸書、較為簡淨（卷六 88）。

(12) ①按裴松之三国志註引魏略、曹丕受禅時、漢帝下禅詔及冊書凡三、丕皆拜表讓還璽綬。李伏等勧進者一、許芝等勧進者一、司馬懿等勧進者一、……丕皆下令辭之。最後華歆及公卿奏拝日設壇、始即位。②此雖一切出於假偽、然猶見其顧名思義、不敢遽受、有揖讓之遺風（卷七 99）。

(13) 書名の誤りは、底本の考證に指摘がある（上巻、一六二頁）。

……魏紀に、「天子 公の爵を進めて魏王と為す」と。献紀は則ち曰く、「曹操 自ら号を魏王に進む」と。
……禪代の際に至るや、魏紀は、「漢帝 衆望 魏に在るを以て、乃ち群公卿士を召して、張音をして璽綬を奉じて位を禪らしむ」と書す。献紀は則ち曰く、「魏王丕 天子を称し、帝を奉じて山陽公と為す」と。他に董承・孔融らの誅の如きは、皆「操 殺す」と書す。此れ史家の正法なり⁽¹⁴⁾。

『後漢書』を『三国志』と比較し、范蔚宗（范曄）『後漢書』は「春秋の遺法」を留めた「直書」であり、「史法」の手本であるという。論拠は「献帝紀」である。漢魏革命のプロセスを天子（献帝）主体に記す『三国志』と、曹氏が「自ら」強行したことを示す『後漢書』献帝紀とを比較し、後者を「史家の正法」とする。「史法」とは、「春秋の書法に従ひ、以て褒貶を寓ふ（従春秋書法、以寓褒貶）」ことであった（卷六 85、別稿参照）。趙翼は『三国志』に見えるように、天子名義の詔によって曹氏が王や帝になったという事実までは否定しない。しかし、曹氏の主導権を可視化した『後漢書』を高く評価した。君臣関係を踏み越えた曹氏の強権執行は、自作自演の脚色を剥がされ、後世より譏りを受けなければならない。

『三国志』は、漢魏交替の階梯をあたかも天子（漢帝）の意思であるかのように表現した。これは曹氏への廻護である。しかし『三国志』は、②形骸化した詔の文面、③欺瞞的な辞讓行為を大書しない⁽¹⁵⁾。曹氏の虚飾を消し去ったことが、「三国志 事を書くに実を得る処」であった。実際にどのような名義や文面の詔が発行されたか、という剥き出しの事実を克明に伝えるのではなく、筆削を加えて責任の所在やできごとの意味を明確にすることが趙翼『廿二史劄記』の「実」なのであった。

二、陳寿の「実」（二）：曹丕の后妃の死

趙翼は、『三国志』卷五 后妃伝の「実を得る処」を論じている。「実」という概念を確定させるために検討しよう。

①甄后の死に至りては、本紀 其の暴亡を言はずと雖も、而れども后伝の中に尚ほ……と明言す。是れ之を紀に諱むと雖も、猶ほ之を伝に載するなり。②郭后の死は、漢晋春秋に謂はく……と。魏略は則ち謂はく……と。前の説に由らば、則ち郭 明帝に死を逼まらる。後の説に由らば、則ち郭 死する後、明帝 始めて旧事を知りて以て殯を悪す。按するに、明帝 即位するや、郭 皇太后と為り、凡そ九年にして始めて崩ず。若し明帝 怨に報いんと欲さば、豈に許の如きの久しきに至らんや。則ち逼殺の説は、当に是れ訛伝なるべし。或いは死後に李夫人の言に因りて、斂するに礼を以てせざるか。或いは生前は明帝 之を恨むと雖も、而れども先帝 立つる所なるを以て、猶ほ崇するに虛名を以てし、之を許昌に徙して、未だ嘗て逼殺せざるか。魏 文帝より已に洛陽に都し、明帝 更に洛陽の宮室を大営す。③何を以て帝は洛陽に居るも太后は許に居るか。此れを見る可きなり。寿の志 明帝紀に於て、「皇太后 崩ず」と書き、郭后伝も亦た但だ、「太后 許昌に崩じ、首陽陵の西に葬る」と云ふのみ。絶えて其の被害の跡を見さず。④蓋し甄の死を賜はるは実事に係れば、故に伝に之を書く。郭の逼殺は訛伝に係れば、故に伝 書かず。亦た記事の慎を見るに足るなり。⑤而れども「崩於許昌」の四字を以て、略ぼ其の宮闈に在らざるを見す。此れ又 作史の微意なり⁽¹⁶⁾。

文帝曹丕の二人の妻、文昭甄皇后・文德郭皇后（以下、甄氏・郭氏）の死にざまについての指摘である。甄氏は『三国志』本文に、曹丕から死を賜ったとある。郭氏の死は『三国志』本文に特別な記述がなく、自然死のようである。しかし裴松之注の引く史書は、明帝曹叡が郭氏に死を迫った等のトラブルを伝える。趙翼の結

(14) 而范蔚宗於三国志方行之時、独不從其例。觀獻帝紀、猶有春秋遺法焉。雖陳壽修書於晉、不能無所諱。蔚宗修書於宋、已隔兩朝、可以拋事直書。固其所值之時不同、然史法究應如是也。陳壽魏紀、書天子以公領冀州牧。蔚宗獻帝紀則曰、曹操自領冀州牧。……魏紀、天子進公爵為魏王。獻紀則曰、曹操自進號魏王。……至禪代之際、魏紀書、漢帝以衆望在魏、乃召群公卿士、使張音奉璽綬禪位。獻紀則曰、魏王丕稱天子、奉帝為山陽公。他如董承・孔融等之誅、皆書操殺。此史家の正法也（卷六 85）。

(15) 袁宏『後漢紀』の成立は東晋なので、西晋の陳寿より遅い。趙翼は全体にわたって裴松之が引用した諸書を陳寿が（史局の一員として）すべて閲覧した後、取捨選択して『三国志』本文を作ったという形で論じる。ここでは、袁宏が採録することになる後漢末期の詔を、陳寿も何らかのかたちで閲覧し、敢えて採録しなかったことに対する批評と読み替えれば、趙翼の論旨を齟齬なく把握できる。東晋の習鑿齒による『漢晋春秋』、東晋の孫盛による『魏氏春秋』も同様である。

論を先取りすると、陳寿は④甄氏が曹丕に死を賜ったことは「実事」なので書き、郭氏が曹叡に死を迫られたことは「訛伝」なので書かなかったが、この取捨選択が「実を得る」という。

趙翼の理解において陳寿は、魏晋の皇帝権力に廻護して①甄氏の死を本紀（文帝紀）に書くことを「諱」んだが、后妃伝にはきちんと記録した。この処理に対する肯定的評価は、以下の裴松之の説を踏まえていよう。后妃伝注引『魏書』に、甄氏が病死して文帝が哀痛したとあるが、裴松之はこれを公羊学の観点から非とした。

臣 松之 以為へらく、春秋の義に、内に大惡は諱み、小惡は書かずと。文帝の甄氏を立てず、殺害を加ふるに及びては、事に明審有り。魏史 若し以ひて大惡と為せば、則ち宜しく隠して言はざるべし。若し謂ひて小惡と為せば、則ち応に仮為の辞もて、虚文を崇飾すべからず。乃ち是に至るは、旧史に聞く所に異なれり。此を推して言はば、其の下・甄諸后の言行の善を称することも、皆 以て実論とし難し。陳氏の刪落は、良に以有るなり⁽¹⁷⁾。

裴松之が参照する「春秋の義」は、『公羊傳』隱公十年を踏まえ、「小惡は書かず」でなく「小惡は書く」を作るべきである⁽¹⁸⁾。公羊学では、自国の「大惡」は諱み（廻護して記録を消し）、自国の「小惡」は書いて戒めとする。裴松之は、曹丕の甄氏殺害を事実と認定した上で、「魏史」（曹魏の史官、『魏書』編者）の情報処理を論じた。もしも殺害を「大惡」と考えるならば甄氏の死について沈黙すべきであり、もしも「小惡」と考えるならば「仮為の辞もて、虚文を崇飾すべ」きでなかった。「大惡」と「小惡」どちらの場合の規範からも外れる『魏書』は「実論」ではない。のちに陳寿が『魏書』を筆削して『三国志』を作ったとき、殺害を明記した。これは、殺害を「小惡」と考えた場合の規範的な処理である。公羊学に背く『魏書』から、甄氏の善言・円満な死別を描いた「虚文」を「刪落」した陳寿の操作を、裴松之は「良に以有る」「実論」と評した。

ここで裴松之は、甄氏の死の真相解明に字数を費やしていない。殺害の事実を「明審有り」と手短に確定させた上で、「春秋の義」、史法をめぐって「実」の有無を論じた。趙翼の説もこの延長にある。甄氏殺害は事実であり、かつ魏国自身の小惡であるため、陳寿のように史書に残して戒めとするべき「実事」であった。

次に郭氏の死の「実」についても検討しよう。明帝曹叡にとって、甄氏は実母、郭氏は嫡母（父の正妻）である。『三国志』后妃伝注引『漢晋春秋』によると、曹叡は甄氏の死の原因が郭氏にあると考え、復讐のために郭氏を殺した。同注引『魏略』によると、郭氏の死後、曹叡は甄氏の死の原因が郭氏にあると初めて知り、遺体に復讐した。②趙翼はこの二書を引用した上で（右では省略）、『漢晋春秋』の通りならば曹叡が復讐を九年間も思い止まっていたことになり、不合理なので「訛伝」とした。『魏略』は『漢晋春秋』ほどの破綻はないが、③明帝が洛陽におり、郭氏が許昌にいたことから「当日の情事」（事情）を推し量るべきとする。別居という事実から、趙翼は郭氏の存命中から不和であったと推測し、郭氏死後に初めて火種が生じたとする『魏略』を退けた⁽¹⁹⁾。趙翼は、『魏略』と『漢晋春秋』（の元となった記録）を陳寿が閲覧し、両者を退けて『三国志』を書いたと捉えている。陳寿は『魏略』も『漢晋春秋』も事実でないと判断したため、『三国志』明帝紀や后妃伝に「被害の跡」を書かなかったと趙翼は考える。陳寿の「記事の慎」（事実を記録することへの慎重さ）

(16) ①至甄后之死、本紀雖不言其暴亡、而后伝中尚明言……。是雖諱之於紀、猶載之於伝也。②郭后之死、漢晋春秋謂……。魏略則謂……。由前之説、則郭被明帝逼死也。由後之説、則郭死後、明帝始知旧事而以惡殯也。按、明帝即位、郭為皇太后、凡九年始崩。若明帝欲報怨、豈至如許之久。則逼殺之説、當是訛伝。或死後因李夫人之言、而斂不以礼。或生前明帝雖恨之、而以先帝所立、猶崇以虛名、徙之許昌、而未嘗逼殺也。魏自文帝已都洛陽、明帝更大營洛陽宮室。③何以帝居洛陽而太后居許。此可見当日情事矣。寿志於明帝紀書、皇太后崩、郭后伝亦但云、太后崩於許昌、葬首陽陵西。絶不見其被害之跡。④蓋甄之賜死係實事、故伝書之。郭之逼殺係訛伝、故伝不書。亦足見記事之慎也。⑤而以崩於許昌四字、略見其不在宮闈。此又作史之微意也（卷六 88）。

(17) 臣松之以為、春秋の義、内大惡諱、小惡不書。文帝之不立甄氏、及加殺害、事有明審。魏史若以為大惡邪、則宜隠而不言。若謂為小惡邪、則不應仮為之辭、而崇飾虛文。乃至於是、異乎所聞於旧史。推此而言、其称下・甄諸后言行之善、皆難以実論。陳氏刪落、良有以也（『三国志』卷五 后妃伝注）。

(18) 渡邊義浩（主編）『全譯三國志 第二冊「魏書」（二）』（汲古書院、二〇二三年）、二八頁を参照。

(19) 清朝前期の何焯は、「郭太后 没するに、其の宗親の恩礼、改むる無し。故に陳氏 取らず（郭太后没、其宗親恩礼、無改。故陳氏不取）」（『義門讀書記』卷二十六）とした。郭氏（郭太后）の崩御後も、曹叡は外戚である郭一族の待遇を下げていない。何焯はこの状況を勘案して、陳寿が『魏略』を却下したと述べる。何焯と趙翼は、陳寿が『魏略』を退けた理由を別の経路から推定している。

である。

同時に趙翼は、⑤陳寿が郭氏を「崩於許昌」と著した四字に、「作史の微意」を読みとった。春秋学では、死に場所を特筆すること自体が含意を持つ。

(九月) 辛酉、晋侯黒臀 扈に于て卒す。扈とは何ぞや。晋の邑なり。諸侯 其の封内に卒すれば地いはざるに、此れ何を以て地いふ。会に于て卒すれば、故に地いふ。未だ其の地を出でざれば、故に会と言はざるなり²⁰⁾。

十有一月己亥、宋公佐 曲棘に于て卒す。曲棘とは何ぞや。宋の邑なり。諸侯 其の封内に卒すれば地いはざるに、此れ何を以て地いふ。憂ひて内れんとすればなり²¹⁾。

『公羊伝』によると、諸侯が自国で卒すれば原則死に場所を記さない。経が地名を記すとき、「此れ何を以て地いふ」と理由を求める。趙翼は、陳寿が郭氏崩御の場所を敢えて書いたことから、不穏當な「当日の情事」(不仲という実態)を嗅ぎ取った。陳寿は『魏略』や『漢晋春秋』が描くような顯在的な事件の発生は否認したが、明帝と郭氏が円満ではなかったという認識があり、これを「微意」として言外に馴染ませたと趙翼は考える。春秋学に準拠した史法の運用が、『三国志』の「実を得る処」であった。他方、『魏略』や『漢晋春秋』が描いた曹叡の復讐劇は、郭氏と曹叡の不仲に着想を得たであろう虚飾であり、史書作者の暴走と見なされた。

三、裴松之注の「実」(一)：荀彧の死

『獻帝伝』『魏書』『魏略』『漢晋春秋』を取捨選択あるいは加工し、春秋学を踏まえて作られた陳寿の文を、趙翼は「実」とした。それでは、裴松之注が引く諸史書に「実」はないのだろうか。卷六 94「裴松之三国志註」に次のようにある。

①范蔚宗 後漢書を作る時、想ふに松之の引く所の各書 尚ほ俱に世に在れば、故に寿志の載せざる所を補ふ者有り。②今 各書 間ま流伝する有るも、已に十に一に及ばず。寿及松之・蔚宗ら當時 已に皆 閱過し、其の取らざる者、必ず自ら説有り。③今 転た此に偶然に流伝せる一二本に拠りて、以て寿らの書に駁せんと欲するは、多く其の量を知らざるを見すなり²²⁾。

劉宋の裴松之は『三国志』に注を付け、①范蔚宗(范曄)は『後漢書』を編纂した。裴松之と同時代人の范曄は、裴松之が見たものと同じ書物を閲覧できた。范曄『後漢書』は、裴松之注と同様に『三国志』を補い得るものである——と趙翼は考える。

千年以上が経過し、②今(清の乾隆期)、それらの書物は十分の一も伝わらない。ただし、陳寿・裴松之・范曄が目を通したにも拘わらず採録しなかった記述には、却下されるだけの理由があった。③彼らの眼識に適わなかった「偶然に流伝せる一二本」を根拠に正史が示す歴史を覆そうというのは、「量を知らざる」(バランスを欠く)という。これは、『廿二史劄記』小引の方法論を『三国志』に当てはめた説明である。趙翼の史学は正史編者への強い信認を前提とするが、注釈者である裴松之にも正史編者の范曄に並ぶ役割を認めている。『三国志』は宋版以来、裴松之注と合わせて刊行され、本文と注は一体化していた²³⁾。趙翼は裴松之注が拾った史書を「稗乘脞説」とせず、范曄『後漢書』と同等の信頼度を与えて、正史の一部のように互証に用いていく。

漢末の諸臣に至り、董卓・袁紹・劉表・呂布・袁術・公孫瓚・陶謙・劉焉らの如きは、二書 各々伝有り。今 両もて相 比較するに、繁簡 互に同じからざる有り。大概 同に一伝を作れば、則ち後人 前人の有る

20) (九月) 辛酉、晋侯黒臀卒于扈。扈者何。晋之邑也。諸侯卒其封内不地、此何以地。卒于会、故地也。未出其地、故不言会也(『公羊伝』宣公九年)。

21) 十有一月己亥、宋公佐卒于曲棘。曲棘者何。宋之邑也。諸侯卒其封内不地、此何以地。憂内也(『公羊伝』昭公二十五年)。

22) ①范蔚宗作後漢書時、想松之所引各書尚俱在世、故有補壽志所不載者。②今各書間有流伝、已不及十之一。寿及松之・蔚宗等當時已皆閱過、其不取者、必自有説。③今転欲拠此偶然流伝之一二本、以駁壽等之書、多見其不知量也(卷六 94)。

23) 尾崎康『正史宋元版の研究』(汲古書院、一九八九年)を参照。清の康熙期の何焯・乾隆期の錢大昕は、当時の版本において陳寿本文と裴松之注が混同されていることを校勘で正している。王嘉川・張卉子「如此疏忽為哪般——錢大昕与前輩学者何焯之間的一段學術公案」(『廊坊師範学院学報(社会科学版)』第三七卷 第一期、二〇二一年)を参照。

所の者を視れば必ず之を節し、前人 無き所の者は必ず之を増す。以て其の雷同鈔襲せざるを見る²⁴⁾。

范曄は、すでに『三国志』に列伝がある「漢末の諸臣」の列伝を『後漢書』にも設けるとき、内容の重複を避けた。裴松之は『三国志』の補闕・備異を目指したが（「上三国志注表」）、『後漢書』董卓伝・袁紹伝なども同じ方針を持つという。

『三国志』と『後漢書』の両方に列伝があり、裴松之注も巻き込んで事実認定と史法が問題となるのが、荀彧の死である。

荀彧伝は、寿志に謂へらく、「九錫の事を阻むを以て、寿春に留められ、憂を以て薨ず」と。范書に謂へらく、「彧 病みて寿春に留まる。曹操 人をして之に食を饋らしめ、之を発けば乃ち空器なり。遂に薬を飲みて卒す」と。二書 同じからざるも、蓋し皆 各々拠る所有り、固に其の説を両存す可し²⁵⁾。

荀彧伝は、『三国志』卷十、『後漢書』列伝六十にある。荀彧が死に際に曹操から「空器」を贈られたことは『三国志』本文ではなく、裴松之注に引く東晋孫盛の『魏氏春秋』にあり、『後漢書』本文にもある。趙翼は、陳寿が裴松之注の書物（及びその情報源）を総覽し、取捨選択して『三国志』を作ったという捉え方をする。陳寿も（後代の孫盛が採録する）「空器」の逸話を何らかの形で見たが、敢えて採録を避けた、というのが趙翼の認識に近い。裴松之は、『魏氏春秋』が載せる歴史上の人物の発言を「潤色」が多い「實に非ざる」ものと批判するように、孫盛の書物に懷疑的であった²⁶⁾。つまり「空器」の逸話は、陳寿が掲載を見送り、裴松之が事実性を疑ったにも拘わらず、范曄が拾ったもの、ということになる。

趙翼は「寿及松之・蔚宗ら」の眼識に信頼を表明したが、三者が対立した場合、どのように処理するのか。その回答が、「蓋し皆 各々拠る所有り、固に其の説を両存す可し」である。史書にはそれぞれ「拠る所」があるので、並存可能であるという。范曄の「拠る所」は、直接的には『魏氏春秋』であろう。結局、趙翼の判定において、実際に荀彧は「空器」を贈られたのか、贈られなかったのか。

荀彧伝、後漢書は孔融らと同巻なれば、則ち固にして漢臣と為す。陳寿の魏志、則ち夏侯惇・曹仁らの後に列し、荀攸・賈詡と同巻なれば、則ち以て魏臣と為す。按するに……会々孫權を征し、乃ち表して彧に軍を労ふを請ふ。彧 病にして寿春に留まるに、①操 人を遣りて食を饋らしむ。之を発くに、空器なり。
遂に薬を飲みて卒す。明年、操 乃ち魏公と為る。是れ彧之心 漢が為なるを知る可きなり。……彧も亦た操の心 已に僭妄を懷くを明知し、而して終に附和して姑く名義を以て之に折るを肯ぜず、之を卒くして操に忌まれ、②而して薬を飲みて以て殉ず。③其の劉が為の心、亦た共に天下に自らかなる可し。陳寿 已に魏臣の内に入れ、范蔚宗 独り提出して後漢書に列するに、伝の論に、「其の正に帰するを取るのみ、亦た身を殺して以て仁の義を成す」と明言す。此れ實に平心の論なり。寿も伝末に於て亦た云はく、「彧 死するの明年、操 遂に魏公と為る」と。④則ち亦た彧 死せんば、操 尚ほ未だ敢て此を為さざるを見すなり。則ち又 公道 自ら人心に在り、而して誣蔑する者を容れざるなり²⁷⁾。

荀彧伝は、『後漢書』では漢臣として、『三国志』では魏臣として立てられた。二書の違いを説明するため、趙翼は地の文で後漢末の状況を描写する。①②荀彧が「空器」を贈られ、服毒自殺したことは事実として扱われ²⁸⁾、③この死に方が荀彧の漢室（劉氏）への忠を天下に知らしめたと解する。趙翼の認識において、荀彧が

24) 至漢末諸臣、如董卓・袁紹・劉表・呂布・袁術・公孫瓚・陶謙・劉焉等、二書各有伝。今両相比較、繁簡互有不同。大概同作一伝、則後人視前人所有者必節之、前人所無者必増之。以見其不雷同鈔襲（卷六 85）。

25) 荀彧伝、寿志謂、以阻九錫事、留寿春、以憂薨。范書謂、彧病留寿春。曹操遣人饋之食、發之乃空器也。遂飲薬而卒。二書不同、蓋皆各有所拠、固可両存其説（卷六 85）。

26) 裴松之の孫盛批判は、『三国志』卷一 武帝紀 建安元年条の注にある。渡邊義浩「「史」における「記言の体」—裴松之『三国志』注の懨惱」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』六五、二〇二〇年）を参照。

27) 荀彧伝、後漢書與孔融等同巻、則固以為漢臣也。陳寿魏志、則列於夏侯惇・曹仁等之後、与荀攸・賈詡同巻、則以為魏臣矣。按……会征孫權、乃表請彧勞軍。彧病留寿春、①操遣人饋食。發之、空器也。遂飲薬而卒。明年、操乃為魏公。是彧之心乎為漢可知也。……彧亦明知操之心已懷僭妄、而終不肯附和、姑以名義折之、卒之見忌于操、②而飲薬以殉。③其為劉之心、亦可共白於天下矣。陳寿已入於魏臣の内、范蔚宗独り提出列於後漢書、伝論明言、取其帰正而已、亦殺身以成仁之義。此实平心の論也。寿於伝末亦云、彧死之明年、操遂為魏公。④則亦見彧不死、操尚未敢為此也。則又公道自在人心、而不容誣蔑者矣（卷六 91）。

「空器」を贈られて自殺したのは、天下に公知の事実であった⁽²⁹⁾。それならば、陳寿はなぜこれを採録しなかったのか。明言はないが、魏晋の皇帝権力への廻護が想定されている。荀彧の抵抗を克明に記すことは、魏晋期の権力者にとって不都合である。ただし陳寿は、「伝末」に含意を持たせることで、④荀彧が漢の忠臣であることを示したという。この匙加減が『三国志』の史法の適切さであった。

趙翼は、范曄が用いた「空器」の逸話を、正史編者の鑑識眼に堪えた信頼できる情報（事実）と見なした。孫盛・范曄を疑ってまで、過去の事実を誼索することはない。千年以上を隔てた清代、事実の再検証は不可能という割り切りがある。『廿二史劄記』において過去の事実は、史法を評するために設定される参照点に過ぎない。より重要なのは、そのような荀彧をいかに漢の忠臣として表現するか、という史法の部分であった。陳寿は時代の制約により荀彧を魏臣に列せざるを得なかったが、「伝末」を工夫した。「已に両朝を隔つ」范曄は、相対的に自由な立場から「論」を著して、荀彧の最期を「身を殺して以て仁の義を成す」と「明言」できた。趙翼は、二つの荀彧伝に、二者二様の優れた史法、すなわち「実」を見出している。

四、裴松之注の「実」（二）：曹操の徐州進攻

趙翼は、陳寿が荀彧の最期について詳述することを諱んだ、と解釈することで、陳寿・裴松之注（孫盛）・范曄のあいだの矛盾を解消した。しかし、一つの事件について裴松之が複数の書物を引用し、諸書が伝える事実が明らかに矛盾するとき、趙翼の方法は行き詰まるのではないか。曹操の徐州進攻には、両立不能な記事がある。

曹魏に至りては則ち隔朝の事なれば、何ぞ必ず亦た之が為に諱まん。乃ち曹操の陶謙を征するに、世語に拠りて謂はば、①「……操 泰山太守の応劭をして兗州に資送せしむ。謙 密かに数十騎を遣はし……嵩 妻と与に遂に皆 害せらる」と。是れ嵩の難を被るは、實に謙 人をして之を殺さしむるなり〈曹騰伝も亦た謂はく、②「……陶謙の殺す所と為る」と。応劭伝も亦た謂はく、③「……陶謙 素より操を怨めば、軽騎をして追ひて嵩・徳を殺さしむ」と〉。韋曜の呉書 則ち謂はく、④「謙 本は張闔をして護送せしむるに、闔 嵩の輜重 多きを見て、乃ち嵩を殺し、其の賛を取りて淮南に奔る」と。是れ嵩の殺さるるは、闔の其の財を利とするに由りて、謙の本意に非ざるなり⁽³⁰⁾。

『三国志』武帝紀 興平元（一九四）年条注引『（魏晋）世語』によると、①曹操の父・曹嵩は泰山郡に避難していた。合流のために曹操が応劭に護衛を頼んだが、陶謙に襲撃されて殺された。②『後漢書』列伝六十八 宦者曹騰伝、③『後漢書』列伝三十八 応奉附応劭伝も、陶謙が殺害したという。『後漢書』応劭伝には、「徐州牧の陶謙 素より嵩の子の操 数々之を擊つを怨む（而徐州牧陶謙素怨嵩子操數擊之）」とあり、陶謙が曹嵩を殺した原因是、かねてから曹操から攻撃を受けて怨んでいたため、と説明される。

これらに対立するのが、『三国志』武帝紀注引『呉書』である。④陶謙は曹嵩の護衛を張闔に命じたが、張闔が財物に目が眩んで曹嵩を殺した。『呉書』は、「太祖 咎を陶謙に帰し、故に之を伐つ（太祖歸咎於陶謙、故伐之）」と続く。曹操の逆恨み、責任転嫁によって、陶謙の徐州が攻撃を受けたという因果が示される。

按ずらく、⑤謙 生平に利を嗜み害を忘るる者に非ず。且つ嵩 未だ害せらるるの前、操 未だ嘗て兵を徐州に加へざれば、則ち劭伝の謂ふ所の「謙 操 数々之を擊つを怨む」といふは、殊に实事に非ず。⑥而も呉書の記す所、必ず闔 南奔する後に自ら其の事を言ふに係り、當に信ず可きに屬すべし。後漢書の謙伝も亦た謂はく、⑦「別將の陰平を守る者、其の賛貨を利とし、遂に襲ひて嵩を殺す」と。而れども寿 陶

(28) 趙翼が孫盛の所伝を信頼し、事実とする例は他にもある。呂伯奢を殺した曹操の発言「寧我負人、無人負我」を、趙翼は地の文で引くが（卷七 98）、出典は『三国志』武帝紀注引孫盛『雜記』である。卷七 99 に、「（操嘗云、若天命在吾、吾其為周文王乎。此可見其本志、非飾説也）」とある。趙翼が「本志」（陳寿本文）とするのは誤認で、『三国志』武帝紀注引『魏氏春秋』が出典である。なお、（ ）は小字を表し、底本は趙翼自身の文として扱う（上巻、二二頁を参照）。

(29) 裴松之の説に従えば、「空器」の逸話は孫盛の創作が疑われ、陳寿は後代の創作物を参考し得ない。しかし、少なくとも趙翼は、そのような捉え方をしていない。

(30) 至曹魏則隔朝之事、何必亦為之諱。乃曹操之征陶謙、拠世語謂、①「……謙密遣數十騎……嵩與妻遂皆被害。是嵩之被難、實謙使人殺之也（曹騰伝亦謂、②「……為陶謙所殺。応劭伝亦謂、③「……而陶謙素怨操、使輕騎追殺嵩・徳」）。韋曜呉書則謂、④「謙本遣張闔護送、闔見嵩輜重多、乃殺嵩、取其賛奔淮南。是嵩之被殺、由闔之利其財、而非謙本意也（卷六 87）。

謙伝を作るに、則ち専ら世語に拗りて謂はく、⑧「嵩 謙の害する所と為り、故に操の志 復仇に在り」と。此れ則ち因りて操の謙を征して、過ぐる所 屠戮せざる無く、⑨凡そ男女数十万人を殺し、鶴犬すら余無し。故に謙を坐するに嵩を殺し討を致すの罪を以てするも、而れども其の主名を辯するに暇あらざるなり⁽³¹⁾。

趙翼において陶謙は、⑤利益に目が眩み、(受益に伴う)災禍を忘れるほど軽率な人物ではない。曹嵩殺害が招く厄災(徐州進攻)は予測できたはずなので、曹嵩を殺害するはずがない。しかも、曹嵩の死より以前、曹操が陶謙を攻撃した記録がないことから、陶謙を発端とする③『後漢書』応劭伝は、「殊に実事に非ず」と退けられる(この部分は、事実ではない、という意味にも解せられるが、本稿のこれまでの検討結果から、史書はこのように表現すべきではない、と捉えるべきであろう)。連鎖的に、①『世語』と②『後漢書』曹騰伝も否定される。他方、④『呉書』(張闔の暴走による強奪・殺害)は、⑥「淮南」に逃げ込んだ張闔自身の証言を書き留めたものであり、信憑性が高いという。⑦『後漢書』列伝六十三 陶謙伝に、「陰平」(李賢注によれば東海国の県名)の守将が強奪・殺害をしたとあり、陶謙を主犯としない点が④『呉書』に等しい。趙翼は④と⑦に与する。趙翼の理解では、陶謙は曹嵩を殺しておらず、監督責任もなく、曹操の徐州進攻は不当なものであった。しかし陳寿は、⑧『三国志』陶謙伝(正しくは武帝紀⁽³²⁾)で、陶謙に曹嵩殺害の罪があり、曹操の進攻を正当なものとして描いた。これは「主名」(責任の所在)の取り違えであるという。記録が責任の所在を正しく示すべきことは春秋学の前提であり、趙翼も『陔餘叢考』で論じている(別稿参照)。陳寿は魏晋の皇帝権力に廻護せざるを得ず、趙翼はそれ自体は容認していた。しかし、漢魏革命より遡ること二十年以上、曹操の徐州進攻については、「隔朝の事なれば、何ぞ必ず亦た之が為に諱まん」と、より直接的な表現を陳寿に期待した。ここでは、曹操の悪事(陶謙への逆恨み、苛烈な虐殺)を隠蔽したと見なされ、陳寿の廻護が過剰であると判定される。

趙翼が事実として扱う⑨殺戮の被害者数は、『後漢書』陶謙伝の「過りて取慮・睢陵・夏丘を抜き、皆之を屠る。凡そ殺す男女は数十万人、鶴犬すら余無く、泗水之が為に流れず(過抜取慮・睢陵・夏丘、皆屠之。凡殺男女数十万人、鶴犬無余、泗水為之不流)」を踏まえたものである。これに対し、『三国志』武帝紀は死者数を記さず、『三国志』陶謙伝は「謙兵敗走、死者万数」とあるのみで、『後漢書』陶謙伝(趙翼にとっての事実)よりも桁数が少ない。趙翼から見れば、これも過剰な廻護となろう。

趙翼の主眼は史法にあり、事実認定に字数を費やすことは稀である。曹嵩殺害は、陶謙を主犯とする系統の資料とそうでない系統の資料があり、趙翼は後者を事実と認定したが、ほぼ論証がない(論証なき事実認定は、荀彧の「空器」の逸話と同様である)。⑤陶謙の人物像も、直感的な印象のようである。僅かに見られる論証は、④『呉書』が⑥淮南に逃げた張闔の証言に基づくというものだが、事実認定の史学としては精度が低い。当時の淮南は袁術の統治下にあった。数十年後に孫呉が建国されるまで、揚州では人々の離合集散が絶えない。張闔の証言がどれほど『呉書』に反映されたのか疑わしい。また趙翼は、陶謙を主犯とする②『後漢書』曹騰伝と③応劭伝を退け、同じ『後漢書』の⑦陶謙伝は是とした。范曄を信じるのか否か一貫性がなく、判断の基準も示されない。

趙翼が被害者数の把握に用いた⑨『後漢書』陶謙伝は、近い文が『三国志』荀彧伝注引『曹瞞伝』に見え⁽³³⁾、これが出典であろう。『曹瞞伝』は、裴松之が「呉人の作」とし、信頼性に疑義を呈した書物である(『三国志』武帝紀卷首の注)。結果的に趙翼は、敵国で作られ曹操を譏る傾向がある『呉書』『曹瞞伝』によって事実を認定し、それを基準に『三国志』の史法を「実」でないと批判したことになる。

(31) 按、⑤謙生平非嗜利忘害者。且嵩未被害之前、操未嘗加兵於徐州、則劭伝所謂謙怨操數擊之者、殊非実事。⑥而呉書所記、必係闔南奔後自言其事、當屬可信。後漢書謙伝亦謂、⑦別將守陰平者、利其賛貨、遂襲殺嵩。而寿作陶謙伝、則專拗世語謂、⑧嵩為謙所害、故操志在復仇。此則因操之征謙、所過無不屠戮、⑨凡殺男女數十萬人、鶴犬無余。⑩故坐謙以殺嵩致討之罪、而不暇辯其主名也(卷六 87)。

(32) 底本の校證に引く孫文渢の説のとおり、「陶謙伝」は「武帝紀」の誤りである。『三国志』武帝紀に、「陶謙の害する所と為り、故に太祖志は復讐に在りて東して伐つ(為陶謙所害、故太祖志在復讐東伐)」と因果が示される。

(33) 遇太祖至、坑殺男女數万口於泗水、水為不流。陶謙帥其衆軍武原、太祖不得進。引軍從泗南攻取慮・睢陵・夏丘諸縣、皆屠之。鶴犬亦盡、墟邑無復行人(『三国志』卷十 荀彧伝注引『曹瞞伝』)。

蜀漢出身で魏晉に廻護した陳寿の偏向性を警戒し、第三者の孫呉の立場から『三国志』を読むというならば、それも一つの判断かも知れない。しかし趙翼にはそのような方針もない。赤壁の戦い後、劉備と孫權が荊州を争奪したことを、卷七 97 「借荊州之非」で論じ、「荊州を借すの説、呉人の事後の論より出で、当日の情事に非ざるなり（借荊州之説、出自呉人事後之論、而非当日情事也）」とした。孫權が劉備に荊州を貸したという記事は、孫呉由来の『三国志』呉志や『江表伝』にしか見えず、「当日の情事」（事実）でないという。その証拠として趙翼は、『三国志』魏志・蜀志の本文、武帝紀注引『山陽公載記』を示した。『山陽公載記』によると華容道を逃げた曹操を追撃したのは劉備であり、孫權は登場しない。そのため、荊州を孫權の領土とする記録は「捏」であるという。ただし、ここで趙翼が鍵とした『山陽公載記』は、裴松之が出鱈目が多く翰墨を弄ぶものと厳しく批判した楽資の作である（『三国志』卷六 袁紹伝注）。趙翼の事実判定は、裴松之が取り組んだ「懲妄」の成果を踏まえたものとは言いがたい。

正史内部（裴松之注の引く資料も含む）に相容れない記述がある場合、趙翼は直感的に事実を選択し、史法の議論を組み立てた。彼にとって主題ではない事実認定については十分な論証がなく、妥当性が疑わしい場合もある。趙翼の史学に難点があるとすれば、この部分であろう。

おわりに

趙翼は『三国志』において、篡奪者の自己正当化の弁はたとえ実際に発行された書面や声明であっても史書から削除すべきであり（漢魏革命）、自國の小悪は隠さずに書くべきであるが、権力者の不名誉は数文字に滲ませられる（后妃伝）とした。史家は政治的立場に応じて婉曲的な表現を選択できるが（荀彧伝）、度を過ぎた廻護をしてはならない（徐州進攻）という。『廿二史劄記』は史法を論じた書物であり、「実」とは優れた史法に与えられる評語であり、事「実」を判定したものではなかった。無論、史法の適否を論じるためにはその前段階として三国時代のできごとを把握する必要があるため、宋學勤〈二〇〇三〉が指摘したような客観的事実への接近が見られないわけではないが、これは史法を論じる際の予備的な工程であって最終目標ではなく、十全な論証がなされていたわけではない。むしろ、『三国志』には廻護が多いという帰納的に導いた結論が先にあり、そこから逆算して他の箇所を讀んだがゆえに、裴松之が信憑性をほぼ否定した資料（孫盛『魏氏春秋』、郭頌『魏晉世語』、樂資『山陽公載記』、呉人の『曹瞞伝』など）を却って事実とする場合もあった。三国時代から千年以上を隔てた趙翼が、もっぱら陳寿・裴松之・范曄に依拠せざるを得ず、正史に残された記述のみを見比べて任意の筋書きを掴み取らざるを得なかったという手法的な限界が窺われる。

本稿では、趙翼の『三国志』に対する説のみを扱った。編者陳寿が同時代人として権力者に廻護せざるを得ない史書であったため、史法が重点的に論じられた。これは趙翼の史学の一側面であると考えるが、他の時代にそのまま敷衍できるとは限らない。とくに趙翼にとって相対的に近い時代（元代・明代）の史学は清代に大きく発展した分野であり、本稿とは別の視点から趙翼の史学の検討が必要となるであろう。